

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 じゃんぼスクエア香芝
所在地 香芝市磯壁三丁目四〇―一
- 二 香芝市から聴取した意見の概要

1 教育総務課

幼児の通園並びに児童及び生徒の通学並びに通学路の安全確保のために、次の事項について厳守すること。

- (1) 通学時間帯の搬出入車両及び来客者には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。
- (2) ガードマンを配置する等により、幼児、児童及び生徒の安全を確保すること。
- (3) 危険性が想定される場所には、立入り禁止等の安全標識を設置すること。
- (4) その他一切の危険防止に努めること。

2 生活安全課

通勤・通学時間帯を中心に搬出入車両及び利用者には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。また、商業施設内（駐車場を含む。）には、犯罪の発生を抑止するため防犯カメラの設置等の防犯対策をすること。

3 保健センター

受動喫煙防止対策をすること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年十一月十七日から同年十二月十七日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで